

○電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
別 紙 電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料) 第 1 ～第 2 [略] 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直 接 費 直接費にかかる積算の各費目は、次のとおりとする。 1) 労 務 費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、<u>その基準日額は農村振興局長が別に定めるものとし</u>、積算は次のとおりとする。 イ・ロ [略] (2) [略] 2) [略] 3) 直接経費 直接経費は、点検業務を実施するのに必要な機械経費、宿泊費、その他とし必要に応じて計上する。 (1) [略] (2) 旅費交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者・点検技術員の交通費、旅行日の賃金、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>の費用である。 (3)・(4) [略] 4) [略] 1－2 ～ 1－4 [略] 第 4 [略] 第 5 運 用 1 ・ 2 [略] 3 旅費・交通費 [略] 1) ～ 3) [略]	別 紙 電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料) 第 1 ～第 2 [略] 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直 接 費 直接費にかかる積算の各費目は、次のとおりとする。 1) 労 務 費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、積算は次のとおりとする。 イ・ロ [略] (2) [略] 2) [略] 3) 直接経費 直接経費は、点検業務を実施するのに必要な機械経費、宿泊費、その他とし必要に応じて計上する。 (1) [略] (2) 旅費交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者・点検技術員の交通費、<u>且当</u>、旅行日の賃金<u>及び宿泊料</u>の費用である。 (3)・(4) [略] 4) [略] 1－2 ～ 1－4 [略] 第 4 [略] 第 5 運 用 1 ・ 2 [略] 3 旅費・交通費 [略] 1) ～ 3) [略]

改正後	改正前
3－1　　[略] 3－2　旅費・交通費の積算（積み上げ計上） 1)　[略] 2) 日々通勤 起点から点検場所間が１時間以下を対象とし、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 [削る。] (1)　ライトバン運転費 　　[略] (2)　有料道利用料金 　　[略] 3) 滞在 起点から点検場所間が１時間超えを対象とし、<u>宿泊費、宿泊手当</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>宿泊費</u> 　　<u>宿泊費は、滞在期間中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> 　　<u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。</u> (2)　<u>宿泊手当</u> 　　<u>宿泊手当は、宿泊を伴う場合に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> (3)～(4)　　[略] 4・5　　[略]	3－1　　[略] 3－2　旅費・交通費の積算（積み上げ計上） 1)　[略] 2) 日々通勤 起点から点検場所間が１時間以下を対象とし、<u>普通日額旅費</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>普通日額旅費</u> 　　<u>点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：８１８円</u> 　　<u>イ　点検技術員：７１８円</u> (2)　ライトバン運転費 　　[略] (3)　有料道利用料金 　　[略] 3) 滞在 起点から点検場所間が１時間超えを対象とし、<u>日当、滞在日額旅費</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>日当</u> 　　<u>各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：２，０００円</u> 　　<u>イ　点検技術員：１，５４５円</u> (2)　<u>滞在日額旅費</u> 　　<u>移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：８，３５４円</u> 　　<u>イ　点検技術員：６，７３６円</u> (3)～(4)　　[略] 4・5　　[略]